

<八代市からのお願い> 事業系ごみの分別について

事業系ごみを処理される際は、排出ルールを守って適正に処理をお願いします。ごみの分別と減量、リサイクルに取り組んで環境にやさしい事業所を目指しましょう。まずはごみの減量化を！

3R ①発生抑制(Reduce) ②再利用(Reuse) ③再生利用(Recycle)

家庭から出るものと変わらないごみや少量であっても必ず分別区分に従って、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を委託してください。

正しく分別をしてください。



適正に管理してください。



『事業者』とは、事務所、商店(個人を含む)、飲食店、工場、ホテル、スーパー、農業、漁業、畜産業など営利目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公益事業等を営む者も含まれます。

事業者の責務

廃棄物処理法第3条の中で、事業者には次の責務があるとされています。

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその減量に努めなければならない。
- ③廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

<事業系一般廃棄物の収集運搬>

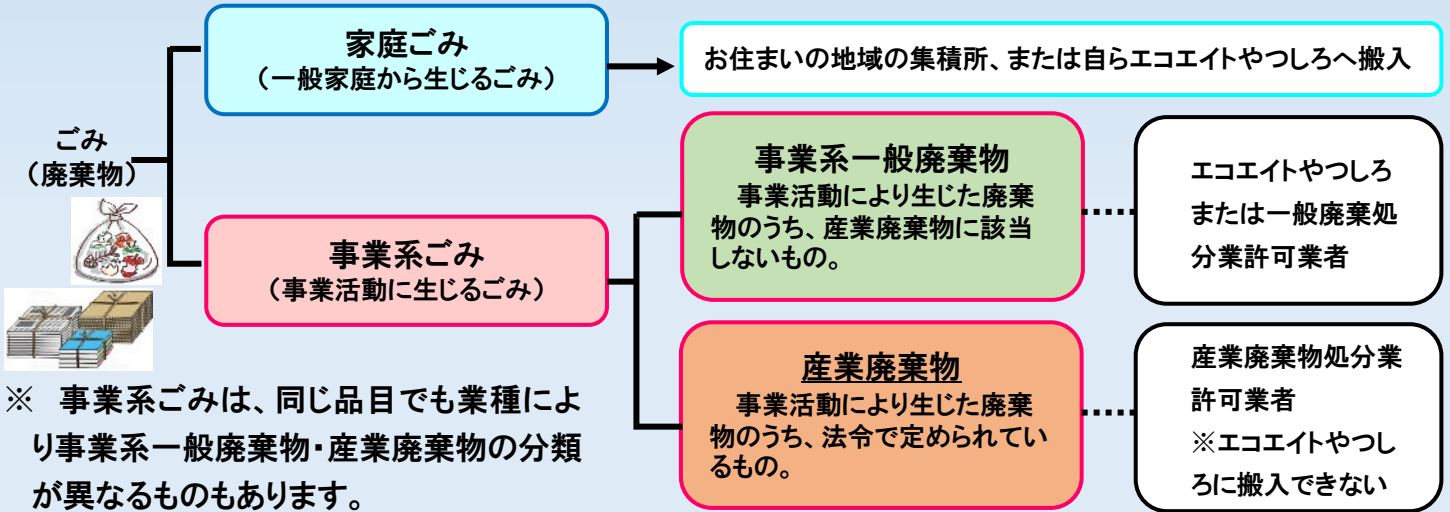
ごみは、分別区分に従って分別した上で自ら処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可に収集運搬を委託してください。

八代市の「一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧」

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00314591/index.html>

事業所から出る廃棄物には事業系一般廃棄物と産業廃棄物がある

ごみには、家庭から生じる家庭ごみと事業活動により生じる事業系ごみ(事業者自らの責任において適正に処理しなければならない)があり、事業系ごみには事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。まず、自分の事業所から出るごみが産業廃棄物か事業系一般廃棄物かを確認し、しっかり理解しましょう。



産業廃棄物の種類と具体例

あらゆる事業活動に伴うもの	1.燃え殻	石炭がら、焼却炉の残渣など	特定の事業活動に伴うもの	13.紙くず	製紙業、紙加工製造業、新聞業、印刷物加工業などから生ずる紙くず
	2.汚泥	工場排水処理や物の製造過程などから排出される泥状のもの		14.木くず	木材製造業、建設業などの特定の業種から排出されるもの
	3.廃油	鉱物性油、潤滑油、洗浄油溶剤、動植物性油、グリーストラップなど		15.繊維くず	建設業(工作物の新築・改築に伴うもの)、繊維工業から生ずる天然繊維くず など
	4.廃酸	廃硫酸、廃塩酸などすべての酸性廃液		16.動植物性残さ	食品製造業などで原料として使用した動食物に係る不要物
	5.廃アルカリ	写真現像廃液、アルカリ性廃液、自動車用不凍液 など		17.動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	6.廃プラスチック類	合成樹脂くずなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物		18.動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、鶏、及び毛皮獣などのふん尿
	7.ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		19.動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、鶏、及び毛皮獣などの死体
	8.金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず など		20.上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	
	9.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	空きびん、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、陶磁器くず など		21.航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物	
	10.鉱さい	鑄物廃砂、電炉など溶解炉かす不良石灰、粉炭かす など			
	11.がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など			
	12.ばいじん	ばい煙発生施設などの集じん施設で補足したもの			
				<p>産業廃棄物はエコイトやつしろに搬入できません。産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託し、適正に処理してください。</p> <p>(産業廃棄物に関する詳細: 八代保健所33-3198)</p>	

特定の事業活動に伴うもの

をもう少し詳しく説明します。

前頁で紹介してあります **あらゆる事業活動に伴うもの** とはその名の通り、あらゆる事業所から発生した1～12の廃棄物は全て産業廃棄物になります。

しかし13～19の廃棄物は事業所の業種によって産業廃棄物になったり事業系一般廃棄物になったりします。

13.紙くず

コピー用紙、段ボール、雑誌、カタログ、梱包材、包装紙などの紙製

Q 自動車整備工場ですが、部品を包んでいた段ボールがあります。産廃？事業系一廃？

A 事業系一般廃棄物になり環境センターへ搬入が出来ます。印刷業や出版業、製紙業、建設業から発生した**紙くず**は産業廃棄物になります。

14.木くず

木製テーブル、本棚など木製の家具、小物

Q 飲食店ですが、木製のテーブルが不要になりました。産廃？事業系一廃？

A 事業系一般廃棄物になり環境センターへ搬入が出来ます。家屋解体業、木材製材所、林業、木材加工所などから発生した**木くず**は産業廃棄物になります。

15.繊維くず

畳、衣類、タオル

Q 社員の休憩室（和室）の畳が古くなりました。処分したいんですけど。

A 事業系一般廃棄物になり環境センターへ搬入が出来ます。繊維工業、建設業などから発生した繊維くずは産業廃棄物になります。また、事業所から発生した合成繊維は**廃プラ**となり全ての事業所において産業廃棄物になります。

16.動植物性残さ

骨、あら、野菜くず、酒かす、パンくず、飲食店の食べ残し

Q 鮮魚店を経営していますが、魚をさばいた後に出た骨や内臓はどうなりますか。

A 事業系一般廃棄物になり環境センターへ搬入が出来ます。食品製造業、医療品製造業、香料製造業から発生した廃棄物は産業廃棄物になります。

17. 18.19.省略

お問い合わせ先

八代市循環社会推進課

電話0965-34-1997

電子メールjunkan@city.yatsushiro.lg.jp



環境センターに搬入できる 主な事業系ごみ

○事業所で発生した次の**事業系ごみ**のうち**従業員等が昼食などで個人的に飲食(消費)した後に発生したごみ**は環境センターに持ち込みできます。



缶類(飲料、缶詰など)

ペットボトル

プラスチック製容器包装、紙製容器包装
(弁当容器、菓子袋など)

ガラス・陶磁器類
(栄養ドリンクの空き瓶など)

※「産業廃棄物」を「家庭からのごみ」と偽って持ち込み、処理を行ったりその他、不正に処理した場合は、『**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**』違反となる場合があります(5年以下の懲役若しくは1000万円の罰金またはこの併科)。

生ごみの**水切り**を徹底しましょう！！

腐敗しにくく嫌な臭いが減る！

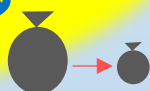
ごみ処理費用が削減される

1000

1000

みんなで水切り
コストと負担を減らそう！

ごみが軽くなって収集作業の負担が減る



焼却炉の熱効率があがり発電量もあがる

